

地場産品基準（平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条）

(1) 区域内で生産されたもの

当該地方団体の区域内で生産されたものであること。

(2) 原材料の主要部分が区域内で生産されたもの

返礼品等の原材料の主要な部分が、当該地方団体の区域内で生産されたものであること。

(3) 区域内での工程により、返礼品の価値の過半が生じているもの

当該地方団体の区域内で、製造、加工その他の工程を行うことにより、その返礼品等の価値の半分を超える部分が生じているものであることが必要です。ただし、食肉の熟成または玄米の精白については、当該地方団体が属する都道府県内で生産されたものを原材料として行うことが必要です。さらに、この基準に当てはまるためには、次の 2 つも必要です。

①製造等を行う者が、区域内での工程により価値の過半が生じていることを証明していること

②地方団体が、その証明内容を寄附募集の開始日までに公表していること

(4) 近隣の市区町村のものと同様に混在するもの

当該市区町村の区域内で生産されたものであって、流通構造上やむを得ず、近隣の他の市区町村で生産されたものと混在するものも認められます。

(5) 地方団体独自の広報用グッズ等

地方団体の広報を目的として製造等されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するもので、次の要件をすべて満たすものです。

①形状や名称などから、その地方団体独自の返礼品等であることが明らかであること

②指定対象期間の初日の属する年の前年 10 月 1 日 から翌年 9 月 30 日までの間に、地方団体が広報目的で自ら調達し、配布または販売した実績があることただし、返礼品として提供した分は除きます。

③指定対象期間中に、地方団体が広報目的で自ら調達し、配布または販売する計画があることこれも返礼品として提供する分は除きます。

④指定対象期間中に返礼品として提供する数量が、上記②の配布または販売数量を超えないこと

(6) 主たる返礼品に附帯するものをセットにしたもの

前各号に該当する返礼品等に、その返礼品に附帯するものを合わせて提供する場合であって、返礼品等本体の価値が、提供するもの全体の価値の7割以上であるものです。

(7) 区域内で提供される役務等

当該地方団体の区域内で提供される役務、またはこれに準ずるものであって、その主要な部分が当該地方団体に相当程度関連しているものです。ただし、宿泊に関する役務は、次の(7の2)または(7の3)で扱います。

(7の2) 県内だけで宿泊施設を運営する事業者による宿泊当該地方団体の区域内にある宿泊施設で、その地方団体が属する都道府県内だけで宿泊施設を運営する者が運営している宿泊施設での宿泊です。ただし、フランチャイズチェーンなどにより、県外の宿泊施設のブランド名を冠しているものは除かれます。

(7の3) (7の2)に該当しない宿泊施設での宿泊当該地方団体の区域内にある宿泊施設での宿泊で、前号には該当しないもののうち、次のいずれかに当てはまるものです。

①調達費用が、1人1泊あたり5万円を超えないもの

②特定非常災害に関する特例として、一定期間内に、被災市町村を含む都道府県内の地方団体により提供されるもの

(7の4) 区域内で発電された電気当該地方団体の区域内において、地域のエネルギー源により発電された電気であること。

(8) 複数自治体による共同返礼品等

次のいずれかに該当する返礼品等です。

①市区町村が近隣の他の市区町村と共同で、それぞれの区域内で前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

②都道府県が、県内の複数の市区町村と連携し、それぞれの区域内で前各号のいずれかに該当するものを、都道府県および市区町村の共通の返礼品等とするもの

③都道府県が、県内の複数の市区町村で地域資源として広く認識されている物品を認定し、その物品を各市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

(長崎県の場合)・長崎和牛 ・びわ ・カステラ ・ちゃんぽん ・皿うどん ・角煮 ・くじら

(9) 災害時の代替返礼品震災、風水害、落雷、火災などの災害により大きな被害を受け、それまで提供していた返礼品等を提供できなくなった場合に、その代替として提供するものです。